



今回のテーマ まだまだあります、山彦・海彦、旨いもの

青森県知事 三村申吾

今回は、県全域では案外知られていない特産品を2つご紹介したい。

山彦は、高級で希少なフランス生まれの洋梨『ゼネラル・レクラーク』。南部町で日本初の本格的な生産が開始されたのが1989年(平成元年)年。その後、生産・販売の両面で工夫と苦労を積み重ね、平成30年産は県全体で33ヘクタール生産され、約500トンが出荷されている。

現地の畑で驚くのは、木が扇形で、枝が鉄パイプにしっかり固定されていること。美味しさの

秘訣となる太陽の光をいっぱい当てつつ、秋の収穫時期と重なる台風にも備えるためなのだという。

味の特徴は、何よりも高貴な香りや滑らかな食感、やや強い酸味と甘味の絶妙なバランスにあり、「もっともっと食べたい」と虜になってしまうこと間違いなし。心を込めて丁寧に育てられた『ゼネラル・レクラーク』は、10月から店頭に出ますので、ぜひ、ご賞味ください。

海彦は、小川原湖から。湖の「妖精」と讃えら

れる、透明で清楚な「シラウオ(白魚)」。県内の風物詩、蟹田川などのシラウオ(素魚。スズキ目ハゼ科の魚)とは異なる、サケ目シラウオ科の魚で、小川原湖のような汽水域に生息。八甲田山系の自然豊かなブナの森から絶え間なく注ぐミネラル豊富な水で生まれ、実は日本一の生産量を誇る小川原湖の「シラウオ」。卵とじ、天ぷらのほか、地元では「踊り食い」など、どんな料理でも相性抜群、甘みとほろ苦さがたまりません。4~6月の春漁、9月からの秋漁のほか、厳冬期には珍しい氷下曳き(しがびき)漁が行われます。お店で湖の妖精「シラウオ」に出会ったら、ぜひ、舌鼓を!



From 障害福祉課

障害者の意思疎通手段と手話への理解を!



今回の県職員

障害福祉課
ながおわかこ
長尾 和歌子

障害者の意思疎通支援に関する業務を担当しています。手話の他、さまざまな意思疎通手段について勉強中です。

障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例と手話言語条例

平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、手話が言語として位置付けられ、全ての障害者が可能な限り、言語やその他の意思疎通のための手段の選択の機会が確保されることが規定されています。

本県においては、令和2年3月に「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」、令和2年7月に「青森県手話言語条例」を



▲条例制定を記念して撮影 (令和2年6月30日)

制定しました。誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、次の2つの取り組みを進めていきます。

●障害の特性に応じた意思疎通手段を!

障害者の意思疎通手段には、言語、点字、音訳、代筆、筆談、指文字、要約筆記、字幕、触覚を使った意思疎通、代読、実物及び絵図の提示、身振り、手振り、表情、コミュニケーションボード、意思伝達装置などがあります。多様な意思疎通手段についての県民の理解の促進や障害者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に取り組んでいきます。

詳しくは県庁HP
障害者の意思疎通手段

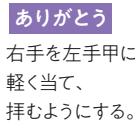


また、県庁HP
手話言語条例



●手話は音声言語とは異なる独自の体系を有する言語です

手話は、ろう者(聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活や社会生活を営む者)が使用している言語で、手指の動き、表情等により思想、感情等を表現し、音声言語とは異なる独自の体系を有しています。手話についての理解とその習得の促進を図り、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備に取り組んでいきます。



経営者の皆さま、後継者は決まっていますか?

~10月は事業承継推進強化月間です!!~

経営者の高齢化が進む中、県内中小企業の多くは後継者が決まっていません。一方で事業の引継ぎには5年から10年かかるとされており、後継者がいないため廃業を余儀なくされるケースもあります。

こうした中、県では、事業承継支援体制の充実を図るため、(公財)21あおもり産業総合支援センターと連携し、商工団体や金融機関等で構成する「青森県事業承継ネットワーク」を設立し、中小企業の事業承継診断、専門家派遣、経営者保証解除等各種支援を行っています。

また、同センターでは、後継者がいない会社やお店の譲渡や引き受けを希望される方の相談窓口として「青森県事業引継ぎ支援センター」を設置するとともに、昨年度末からは、同引継ぎ支援センターにおいて創業希望者と後継者不在企業のマッチングを行う「後継者人材バンク」の取り組みも開始しました。

経営者や創業希望者の皆さまからのご相談をお待ちしています。会社や従業員、そして地域の未来のため、うまくバトンをつなぐ準備を今から始めましょう!

詳しくは 事業承継 21あおもり
青森県事業承継ネットワーク事務局 ☎017-732-3530
(21あおもり産業総合支援センター内)



オールあおもり進学相談フェアを開催します

青森県内の大学・専修学校等が一堂に会します。いろいろな学校から直接気になる話を聞いてみませんか。

【対象】高校生および保護者の方

【青森会場】10月27日(火)はまなす会館 【むつ会場】10月29日(木)むつ来さい館

【弘前会場】11月5日(木)青森県武道館 【八戸会場】11月10日(火)きざん八戸

【開催時間】14:00~18:00(むつ会場のみ13:30~17:30)

詳しくは オールあおもり 進学相談フェア
総務学事課 ☎017-734-9869



ストップ児童虐待

全ての子どもは、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されており、子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。体罰等はよくないとわかっていても難しいと感じたとき、子育てに困ったとき、虐待かも?と思ったときなどは市町村子育て相談窓口または児童相談所にご相談ください。

詳しくは県庁HP のびのびすくすく
子どもみらい課 ☎017-734-9301

